

兵庫地方労働審議会

第1回兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会

日時：令和8年5月25日（月）

午前10時～

場所：兵庫労働局 第3共用会議室

神戸市中央区東川崎町 1-1-3

神戸クリスタルタワー 16階

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

（1）部会長及び部会長代理の選出について

（2）兵庫地方労働審議会兵庫県釣針製造業最低工賃専門部
会運営規程について

（3）令和7年度兵庫県釣針製造業家内労働実態調査結果に
ついて

（4）兵庫県釣針製造業最低工賃に係る改正諮問について

（5）兵庫県釣針製造業に係る最低工賃の改正決定について

（6）その他

3 閉 会

(案)

令和8年5月25日

兵庫地方労働審議会
会長 櫻庭 涼子 殿

兵庫地方労働審議会
兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会
部会長 今井 陽子

兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

本専門部会は、令和8年2月20日、兵庫地方労働審議会において付託された兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

別 紙

- 1 適用する家内労働者
兵庫県区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
糸 結 び 〔 右の規格の釣針と糸を結ぶ作業 〕	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	1円50銭
	チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	2円10銭
仕 掛 け 〔 右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業 〕	キス仕掛 6～13号、3本針、2セット入	24円
	サビキ仕掛 7本針	25円
	胴突仕掛、2本針、2セット入	18円
包 装 〔 右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業 〕	バラ針15本入、台紙付	3円10銭

- 4 効力発生の日 法定どおり

(案)

令和8年5月25日

兵庫労働局長

金成 真一 殿

兵庫地方労働審議会

会長 櫻庭 涼子

兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和8年2月20日付け兵労発基 0220 第2号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設け慎重に審議を重ねたところ別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

現 職

部会長 今井 陽子

弁護士法人東町法律事務所 弁護士

梅野 巨利

大阪商業大学 総合経営学部 教授

岡崎 利美

追手門学院大学 経営学部 准教授

家内労働者代表委員

中西 織絵

UAゼンセン 兵庫県支部 次長

堀井 説也

兵庫県労働者福祉協議会 副会長

森田 直樹

日本労働組合総連合会兵庫県連合会 副事務局長

委託者代表委員

石塚 正敏

株式会社ハリミツ 代表取締役社長、播州釣針協同組合 専務理事

齒朶 由美

株式会社ハヤブサ 代表取締役社長、兵庫県釣針協同組合 副理事長

谷口 幸史

兵庫県中小企業団体中央会 専務理事

別 紙

兵庫県釣針製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者
兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
糸 結 び 〔右の規格の釣針と糸を結ぶ作業〕	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	1円50銭
	チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	2円10銭
仕 掛 け 〔右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業〕	キス仕掛 6～13号、3本針、2セット入	24円
	サビキ仕掛 7本針	25円
	胴突仕掛、2本針、2セット入	18円
包 装 〔右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業〕	バラ針15本入、台紙付	3円10銭

- 4 効力発生の日 法定どおり



令和8年5月25日

兵庫労働局長

金成 真一 殿

兵庫地方労働審議会

会長 櫻庭 涼子

兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和8年2月20日付け兵労発基 0220 第2号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設け慎重に審議を重ねたところ別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

現 職

部会長	今井 陽子	弁護士法人東町法律事務所	弁護士
	梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部	教授
	岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部	准教授

家内労働者代表委員

中西 織絵	U Aゼンセン 兵庫県支部	次長
堀井 説也	兵庫県労働者福祉協議会	副会長
森田 直樹	日本労働組合総連合会兵庫県連合会	副事務局長

委託者代表委員

石塚 正敏	株式会社ハリミツ	代表取締役社長、播州釣針協同組合	専務理事
齒朶 由美	株式会社ハヤブサ	代表取締役社長、兵庫県釣針協同組合	副理事長
谷口 幸史	兵庫県中小企業団体中央会		専務理事

別 紙

兵庫県釣針製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者
兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
糸 結 び 〔 右の規格の釣針と糸を結ぶ作業 〕	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	1円50銭
	チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	2円10銭
仕 掛 け 〔 右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業 〕	キス仕掛 6～13号、3本針、2セット入	24円
	サビキ仕掛 7本針	25円
	胴突仕掛、2本針、2セット入	18円
包 装 〔 右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業 〕	バラ針15本入、台紙付	3円10銭

- 4 効力発生の日 法定どおり

兵庫地方労働審議会

第 1 回兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会資料

令和 8 年 5 月 25 日

兵庫労働局労働基準部賃金室

資 料 目 次

(頁番号)

1	兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会委員名簿	1
2	兵庫地方労働審議会の構成、委員の職務等	2
3	兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会運営規程(現行)	4
4	兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会運営規程(案)	5
5	最低工賃表(兵庫県釣針製造業)	7
6	兵庫県釣針製造業の企業数・生産数量・生産金額の推移	8
7	兵庫県釣針製造業最低工賃の推移	9
8	兵庫県釣針製造業家内労働実態調査報告書	12
9	兵庫県釣針製造業家内労働実態調査報告書(補足資料)	40
10	家内労働部会報告書(写)	48
11	兵庫県釣針製造業最低工賃諮問文(写)	49
12	答申日別効力発生日予定表(令和8年5月)	50

参考資料 家内労働関係法規
家内労働のしおり

兵庫地方労働審議会 兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会委員名簿

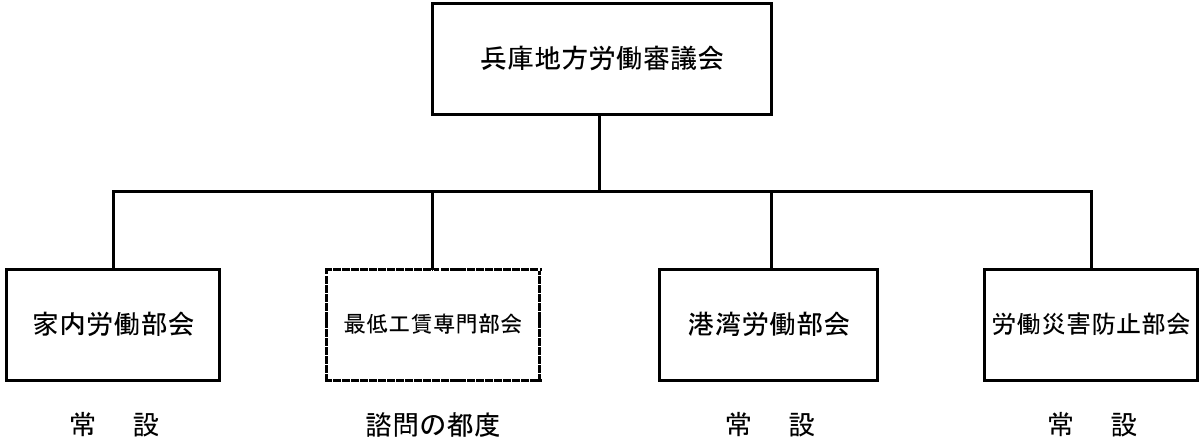
兵庫労働局

令和8年4月30日現在

区分	委員又は臨時委員の別	氏 名	現 職 名	備考
公益代表	地労審 本審委員 家内労働部会委員	いまい ようこ 今井 陽子	弁護士法人東町法律事務所 弁護士	
	地労審 臨時委員 家内労働部会委員	うめの なおとし 梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部 教授	
	地労審 臨時委員 家内労働部会委員	おかざき としみ 岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部 准教授	
家内労働者代表	地労審 本審委員 家内労働部会委員	なかにし おりえ 中西 織絵	U A ゼンセン 兵庫県支部 次長	
	地労審 臨時委員	ほりい せつや 堀井 説也	兵庫県労働者福祉協議会 副会長	
	地労審 臨時委員 家内労働部会委員	もりた なおき 森田 直樹	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 副事務局長	
委託者代表	地労審 臨時委員	いしづか まさとし 石塚 正敏	株式会社ハリミツ 代表取締役社長 播州釣針協同組合 専務理事	
	地労審 臨時委員	しだ ゆみ 齒朶 由美	株式会社ハヤブサ 代表取締役社長 兵庫県釣針協同組合 副理事長	
	地労審 本審委員 家内労働部会委員	たにぐち としひさ 谷口 幸史	兵庫県中小企業団体中央会 専務理事	
備 考		任命期間：兵庫県釣針製造業最低工賃の調査審議が終了するまで		

※ 五十音順

兵庫地方労働審議会の構成



地方労働審議会

公労使

各6名

計 18名

家内労働部会	公労使	各3名	計9名	地労審令第6条・地労審規程第9条
最低工賃専門部会	公労使	各3名	計 9名	家内労働法第21条
港湾労働部会	公労使	各5名	計15名	地労審令第6条・地労審規程第9条
労働災害防止部会	公労使	各3名	計 9名	地労審令第6条・地労審規程第9条

委員・臨時委員の職務等（家内労働関係）

- ・ 委 員 ・ ・ ・ 兵庫地方労働審議会委員 ・ ・ ・ ・ （地方労働審議会令第2条第1項）
- ・ 臨時委員 ・ ・ ・ 特別の事項を調査審議する ・ ・ ・ （地方労働審議会令第2条第2項）
- ・ 任 命 ・ ・ ・ 兵庫労働局長 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ （地方労働審議会令第3条第2項）
- ・ 身 分 ・ ・ ・ 一般職の非常勤の国家公務員 ・ ・ （地方労働審議会令第4条第6項）

1 家内労働部会

- 設 置 ・ 常 設 ・ ・ ・ （地方労働審議会令第6条 ・ 兵庫地方労働審議会運営規程第9条第1項第2号）
- 委員の配置 ・ 委員、臨時委員は、兵庫地方労働審議会長が指名する ・ ・ ・ （地方労働審議会令第6条第2項）
- 任 期 ・ 2 年 ・ ・ ・ （地方労働審議会令第4条第1項 ・ 兵庫地方労働審議会運営規程第11条）
- 職 務 ・ ・ ・ 家内労働法第21条第1項の規定による最低工賃専門部会が所掌する事項を除き、家内労働に関する専門の事項を審議する ・ ・ ・
（兵庫地方労働審議会運営規程第9条第2項第2号）

2 最低工賃専門部会

- 設 置 ・ ・ ・ 最低工賃の決定、又は改正の調査審議を行うとき ・ ・ ・ （家内労働法第21条第1項 ・ 地方労働審議会令第7条）
- 廃 止 ・ ・ ・ 任務を終了したときに兵庫地方労働審議会の議決による、又は答申に対する異議申出がなかった時点 ・ ・ ・ （地方労働審議会令第7条第3項 ・ 兵庫地方労働審議会運営規程第10条第2項）
- 委員の配置 ・ ・ ・ 兵庫地方労働審議会長が、委員、臨時委員から指名する ・ ・ ・ （地方労働審議会令第7条第1項）
- 任 期 ・ ・ ・ 調査審議が終了したとき ・ ・ ・ ・ ・ （地方労働審議会令第4条第4項）
- 職 務 ・ ・ ・ 最低工賃の決定、又はその改正の決定についての調査審議を行う ・ ・ ・ ・
（家内労働法第21条第1項）

兵庫地方労働審議会 兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会運営規程

第1条 兵庫地方労働審議会兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び兵庫地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

第3条 最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当議決をその都度地方労働審議会議長に報告しなければならない。

第4条 この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は平成15年5月13日から施行する。

兵庫地方労働審議会 兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会運営規程（案）

（規程の目的）

第1条 兵庫地方労働審議会兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び兵庫地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（組織）

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員」という。）のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

（会議の招集）

第3条 部会会議は、兵庫労働局長の請求があったとき、部会長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていない場合は局長が招集する。

（テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席）

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに報告するものとする。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録および議事要旨)

第6条 会議の議事については、部会長及び部会長が指名した家内労働者代表委員並びに委託者代表委員の各1人の確認を得たうえで議事録を作成するものとする。

2 議事録および会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決を兵庫地方労働審議会会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成15年5月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年5月25日から施行する。

兵庫県釣針製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
糸 結 び (右の規格の釣針と糸を結ぶ作業)	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	1円40銭
	チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	2円
	鮎友釣針 3本錨結び	5円
仕 掛 け (右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業)	キス針 6～13号、3本針、2セット入	20円
	ハゲ皮付7本針仕掛	19円30銭
	胴突仕掛、2本針、2セット入	17円
包 装 (右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業)	バラ針15本入、台紙付	3円

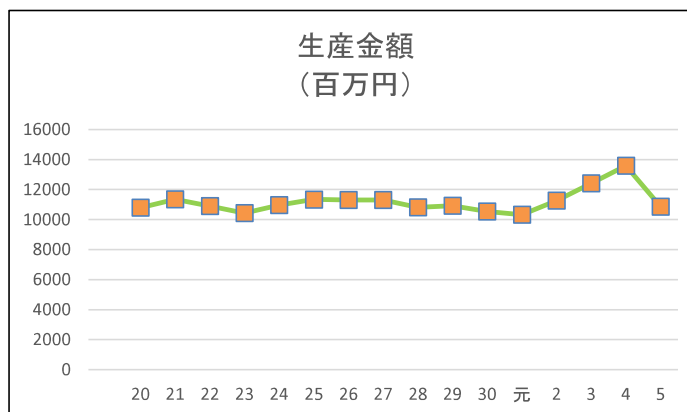
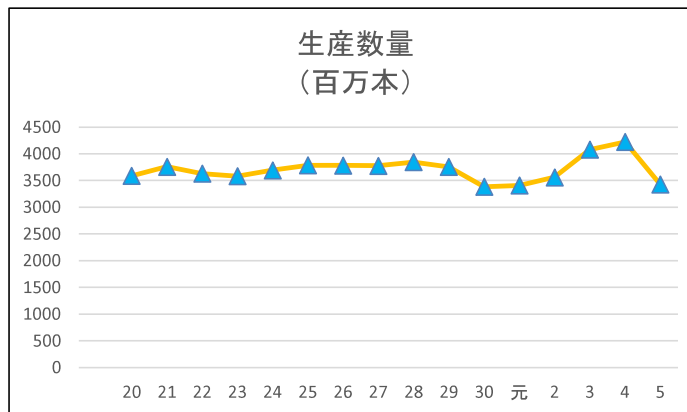
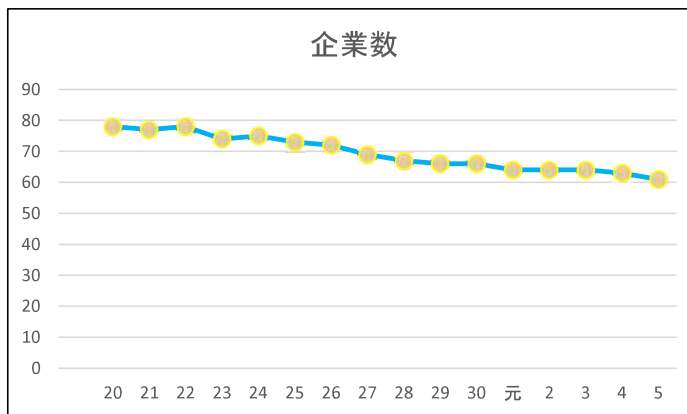
4 効力発生の日 平成15年8月14日

兵庫県釣針製造業
企業数・生産数量・生産金額の推移

資料6

兵庫県産業労働部地域産業立地課

年	西暦	企業数	生産数量 (百万本)	生産金額 (百万円)
平成 20 年	2008	78	3,587	10,792
21 年	2009	77	3,758	11,350
22 年	2010	78	3,628	10,912
23 年	2011	74	3,582	10,440
24 年	2012	75	3,693	10,961
25 年	2013	73	3,785	11,342
26 年	2014	72	3,782	11,305
27 年	2015	69	3,777	11,313
28 年	2016	67	3,846	10,826
29 年	2017	66	3,756	10,924
30 年	2018	66	3,386	10,544
令和 元 年	2019	64	3,406	10,334
2 年	2020	64	3,561	11,263
3 年	2021	64	4,077	12,419
4 年	2022	63	4,226	13,597
5 年	2023	61	3,427	10,860



兵庫県釣針製造業最低工賃の推移

資料7

新 設

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(新設) 平成元年 2月23日	平成元年 4月1日	糸 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス 2号 長さ55 c m付	1円
			チヌ針 3～5号、 ハリス 2号 長さ1.5m付	1円50銭
		仕 掛 け 右の規格の釣針の 掛けを作る作業及び 包装作業	キス針 6～13号、 2本針、 2セット入り	12円
			ハゲ皮付 7本針仕掛け	14円
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針13本入り、台紙付き	2円
		毛 付 加 工	ハエ・ヤマメ用毛針、一段巻	9円

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

第1回 改正

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(改正) ① 平成 3 年 12月4日	平成 4 年 1月3日	糸 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス 2号 長さ55 c m付	1円30銭
			チヌ針 3～5号、 ハリス 2号 長さ1.5m付	1円90銭
		仕 掛 け 右の規格の釣針の 掛けを作る作業及び 包装作業	キス針 6～13号、 2本針、 2セット入り	15円
			ハゲ皮付 7本針仕掛け	17円50銭
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針13本入り、台紙付き	2円60銭
		毛 付 加 工	ハエ・ヤマメ用毛針、一段巻	11円

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

兵庫県釣針製造業最低工賃の推移

第2回 改正

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(改正) ② 平成6年 9月26日	平成6年 10月26日	糸 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55 c m付	1円40銭
			チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5m付	2円
		仕 掛 け 右の規格の釣針の 掛けを作る作業及び 包装作業	キス針 6～13号、 2本針、 2セット入り	16円80銭
			ハゲ皮付7本針仕掛け	19円30銭
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針13本入り、台紙付き	2円90銭
		毛 付 加 工	ハエ・ヤマメ用毛針、一段巻	12円

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

第3回 改正

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(改正) ③ 平成12年 1月18日	平成12年 2月17日	糸 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55 c m付	1円40銭
			チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5m付	2円
		仕 掛 け 右の規格の釣針の 掛けを作る作業及び 包装作業	キス針 6～13号、 3本針、 2セット入り	20円
			ハゲ皮付7本針仕掛	19円30銭
			鮎友釣仕掛、3本錨結び	5円
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針15本入り、台紙付き	3円
		毛 付 加 工	ハエ・ヤマメ用毛針、一段巻	12円

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

兵庫県釣針製造業最低工賃の推移

第4回 改正

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(改正) ④ 平成15年 7月15日	平成15年 8月14日	糸 結 び 右の規格の釣針と糸を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55 c m付	1 円40銭
			チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5m付	2円
			鮎友釣針 3本錨結び	5円
		仕 掛 け 右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業	キス針 6～13号、 3本針、 2セット入	20円
			ハゲ皮付7本針仕掛	19円30銭
			胴突仕掛、2本針、2セット入	17円
		包 装 右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業	バラ針15本入、台紙付	3円

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

令和7年度

兵庫県釣針製造業
家内労働実態調査報告書

兵庫労働局

調 査 の 概 要

1 調査目的

兵庫県釣針製造業の最低工賃の実態把握

2 調査対象期間

令和7年6月

3 調査対象

(1) 委託者調査

兵庫県釣針協同組合、播州釣針協同組合から聴取した情報及び入手した名簿、並びに委託状況届等の委託者情報に基づき把握した14事業場に対し、家内労働委託の有無、有りの場合はその内容等について、調査を実施した。

(2) 家内労働者調査

上記委託者調査の際、家内労働者への調査票の配布を依頼し（1委託者当りの上限5名）、記入済み調査票の返送先は労働局として調査を実施した。その結果、家内労働の委託が有ると回答した13委託者から、それぞれの家内労働者合計375名の内の53名に調査票が配布された。

4 調査内容

最低工賃の改正に関し、必要と考えられる諸項目についての実態把握

5 調査方法

通 信 調 査

6 調査票提出状況

(1) 委託者調査

調査票送付件数	14件	
内、回答件数(回答率100%)	14件	(委託なし1件)
内、委託あり回答件数	13件	
内、規格該当件数	8件	

☆ 前回（令和5年度）の調査結果

調査票送付件数	15件	
内、回答件数(回答率100%)	15件	(委託なし1件)
内、委託あり回答件数	14件	
内、規格該当件数	10件	

(2) 家内労働者調査

調査票依頼件数 53 件

内、回答件数(回答率 66%) 35 件

※(規格該当 17 件、非該当 18 件)

☆ 前回(令和 5 年度)の調査結果

調査票依頼件数 58 件

内、回答件数(回答率 66%) 38 件

※(規格該当 13 件、非該当 25 件)

(3) 本調査により判明した委託者及び家内労働者数

委託者数 13 件 、 家内労働者数 375 名 (1 委託者あたり 28.8 名)

☆ 前回(令和 5 年度)の調査結果

委託者数 14 件 、 家内労働者数 425 名 (1 委託者あたり 30.4 名)

調査結果の概要 その 1

(委託者調査事項)

(委託者調査結果)

1. 委託者の家内労働者数による規模別区分

(第1表)

	家内労働者数(人)					計
	1～9	10～29	30～49	50～99	100～	
法人	4社(14人)	3社(53人)	1社(43人)	2社(150人)	1社(110人)	11社(370人)
個人	2社(5人)	0	0	0	0	2社(5人)
計	6社(19人)	3社(53人)	0	2社(150人)	1社(110人)	13社(375人)

※()内は家内労働者数計です。

2. 委託者の雇用労働者数による規模別区分

(第2表)

	雇用労働者(人)					計
	0～9	10～29	30～49	50～99	100～	
法人	0	7	1	1	2	11
個人	2	0	0	0	0	2
計	2	7	1	1	2	13

3. 家内労働者と同一業務に従事する雇用労働者への賃金(最低)支払状況(平均値)

(1)労働者(4人)

(第3表)

業務名	労働者				
	月額(円)	日額(円)	時間額(円)	年齢	経験年数
糸結び	18,000	6,400		64.5	33.5
仕掛け		5,100		49.0	3.0
包装		4,100		50.0	13.0

(2)短時間労働者(2人)

(第4表)

業務名	短時間労働者				
	月額(円)	日額(円)	時間額(円)	年齢	経験年数
糸結び					
仕掛け					
包装			2,000	74	25.0

(委託者調査結果)

4. 一ヵ月当たり工賃額別家内労働者数

(第5表)

支払い工賃額	1万円未満	1万円以上 1万5千円未満	1万5千円以上 2万円未満	2万円以上 2万5千円未満	2万5千円以上 3万円未満
家内労働者数	124	38	36	22	19

支払い工賃額	3万円以上 3万5千円未満	3万5千円以上 4万円未満	4万円以上 4万5千円未満	4万5千円以上 5万円未満	5万円以上
家内労働者数	22	20	15	17	57

家内労働者数合計	370
----------	-----

(株)ハリミツの家内労働者43人の内5人の令和7年6月分の稼働無し

10,000円未満	33.5%
10,000円以上 15,000円未満	10.3%
15,000円以上 20,000円未満	9.7%
20,000円以上 25,000円未満	5.9%
25,000円以上 30,000円未満	5.1%
30,000円以上 35,000円未満	5.9%
35,000円以上 40,000円未満	5.4%
40,000円以上 45,000円未満	4.1%
45,000円以上 50,000円未満	4.6%
50,000円以上	15.4%

5. 規格別及び1個(枚)当りの工賃額階級別委託者数

糸 結 び

①丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付(現行最低工賃1円40銭)

(第6表)

	1円40銭未満	1円40銭以上 1円50銭未満	1円50銭以上 1円60銭未満	1円60銭以上 1円70銭未満	1円70銭以上 1円80銭未満	1円80銭以上	計
工賃最低値(委託者数)	1	1				2	4
家内労働者数	1	3				42	46
工賃最高値(委託者数)		2				2	4
家内労働者数		4				42	46

②チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付(現行最低工賃2円)

(第7表)

	2円00銭未満	2円00銭以上 2円20銭未満	2円20銭以上 2円40銭未満	2円40銭以上 2円60銭未満	2円60銭以上 2円80銭未満	2円80銭以上	計
工賃最低値(委託者数)			1		1	1	3
家内労働者数			3		1	2	6
工賃最高値(委託者数)			1		1	1	3
家内労働者数			3		1	2	6

③鮎友釣針 3本錨結び(現行最低工賃5円)

(第8表)

	5円未満	5円以上 8円未満	8円以上 11円未満	11円以上 14円未満	14円以上 17円未満	17円以上	計
工賃最低値(委託者数)							0
家内労働者数							0
工賃最高値(委託者数)							0
家内労働者数							0

仕 掛 け

①キス針 6～13号 3本針 2セット入(現行最低工賃20円)

(第9表)

	20円未満	20円以上 22円未満	22円以上 24円未満	24円以上 26円未満	26円以上 28円未満	28円以上	計
工賃最低値(委託者数)				1		1	2
家内労働者数				2		0※	2
工賃最高値(委託者数)				1		1	2
家内労働者数				2		0※	2

※工賃の設定があるものの適用家内労働者なし

②ハゲ皮付7本針仕掛(現行最低工賃19円30銭)

(第10表)

	19円30銭未満	19円30銭以上 22円00銭未満	22円00銭以上 25円00銭未満	25円00銭以上 28円00銭未満	28円00銭以上 31円00銭未満	31円00銭以上	計
工賃最低値(委託者数)				1		1	2
家内労働者数				12		2	14
工賃最高値(委託者数)				1		1	2
家内労働者数				12		2	14

③胴突仕掛2本針2セット入(現行最低工賃17円)

(第11表)

	17円未満	17円以上 20円未満	20円以上 23円未満	23円以上 26円未満	26円以上 29円未満	29円以上	計
工賃最低値(委託者数)			1	1	1		3
家内労働者数			3	2	0※		5
工賃最高値(委託者数)				2	1		3
家内労働者数				5	0※		5

※工賃の設定があるものの適用家内労働者なし

(委託者調査結果)

包 装

①バラ針15本入 台紙付(現行最低工賃3円)

(第12表)

	3円未満	3円以上 4円未満	4円以上 5円未満	5円以上 6円未満	6円以上 7円未満	7円以上	計
工賃最低値(委託者数)		4	3			1	8
家内労働者数		126	72			4	202
工賃最高値(委託者数)		3	3		1	1	8
家内労働者数		121	51		26	4	202

6. 規格別委託状況

(第13表)

作業工程		委託者数 (社)	家内労働 者数(人)	工賃額(円)/人数		現行最 低工賃 額(円)
業 務	規 格			最 低	最 高	
糸結び 右の規格の釣針と 糸を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	4	46	1.3 1	3.9 2	1.4
	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	3	6	2.28 3	2.9 2	2
	鮎友釣針 3本錨結び					5
仕掛け 右の規格の釣針の 仕掛けを作る作業 及び包装作業	キス針 6～13号 3本針 2セット入	2	2	24 2	30.79 0	20
	ハゲ皮付7本針仕掛	2	14	26.7 12	39.6 2	19.3
	胴突仕掛、2本針 2セット入	3	5	21 3	27.52 0	17
包 装 右の規格の釣針の 包装作業及び針の 選別作業	バラ針15本入、台紙付	8	202	3	11	3
				7	4	

7. 工賃額分布状況の前回調査との比較

工賃最低額について、金額階級ごとに該当する家内労働者数を記載した。

糸 結 び

①丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付(現行最低工賃1円40銭)

(第14表)

	1円40銭未満	1円40銭以上 1円50銭未満	1円50銭以上 1円60銭未満	1円60銭以上 1円70銭未満	1円70銭以上 1円80銭未満	1円80銭以上	計
令和2年			11	2		20	33
令和5年			10	4		38	52
令和7年	1	3				42	46

②チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付(現行最低工賃2円)

(第15表)

	2円00銭未満	2円00銭以上 2円20銭未満	2円20銭以上 2円40銭未満	2円40銭以上 2円60銭未満	2円60銭以上 2円80銭未満	2円80銭以上	計
令和2年		11			5	2	18
令和5年		10			1	5	16
令和7年			3		1	2	6

③鮎友釣針 3本錨結び(現行最低工賃5円)

(第16表)

	5円未満	5円以上 8円未満	8円以上 11円未満	11円以上 14円未満	14円以上 17円未満	17円以上	計
令和2年							0
令和5年							0
令和7年							0

仕 掛 け

①キス針 6～13号 3本針 2セット入(現行最低工賃20円)

(第17表)

	20円未満	20円以上 22円未満	22円以上 24円未満	24円以上 26円未満	26円以上 28円未満	28円以上	計
令和2年		1		10		5	16
令和5年		1		4		5	10
令和7年				2		0※	2

②ハゲ皮付7本針仕掛(現行最低工賃19円30銭)

(第18表)

	19円30銭未満	19円30銭以上 22円00銭未満	22円00銭以上 25円00銭未満	25円00銭以上 28円00銭未満	28円00銭以上 31円00銭未満	31円00銭以上	計
令和2年			28			4	32
令和5年				13		4	17
令和7年				12		2	14

③胴突仕掛2本針2セット入(現行最低工賃17円)

(第19表)

	17円未満	17円以上 20円未満	20円以上 23円未満	23円以上 26円未満	26円以上 29円未満	29円以上	計
令和2年				18	10		28
令和5年		1		4	13		18
令和7年			3	2	0※		5

包 装

①バラ針15本入 台紙付(現行最低工賃3円)

(第20表)

	3円未満	3円以上 4円未満	4円以上 5円未満	5円以上 6円未満	6円以上 7円未満	7円以上	計
令和2年		137	20				157
令和5年		160	27	7		3	197
令和7年		126	72			4	202

8. 委託者調査による釣針業界及び各社の現況と今後の見通しに関する意見

記 号	
A	内職作業者は減少傾向にある為、海外での加工へシフトしている最中です。
B	世間の景気状況だけでなく天災が続く昨今なので、天災にも影響されやすいレジャー産業でもあるため、将来への不安も考えられます。
C	景気は年々悪いです。将来の見通しもないです。家内労働者は、ご高齢になられていますが気持ちよく仕事をして下さっています。このような難しい仕事の後に続く人はいないです。
D	家内労働者は高齢の方で、いつまで仕事をされるかわからない状況です。工賃も簡単な作業では低いので、新しく始める人はいないと思います。
E	釣針製造業の景気はやや後退気味、家内労働の今後は作業者の高齢化もあって縮小していくと思われる。
F	お客様の趣向がコロナ5類に移行後、他のレジャー(旅行など)に移行しており、また、物価の上昇によりお客様の購入点数の減少など、その他様々な要因により厳しい状況が続いており内職もなくなりそうです。

9. 委託者調査による最低工賃に関する意見

記 号	意 見
C	気持ちよく仕事をして頂くために、私どもとしましては精いっぱい支払いをさせてもらっています。

調査結果の概要 その2

(家内労働者調査事項)

(家内労働者調査結果)

1. 家内労働者類型別分布状況

(第14表)

	家 内 労 働 者					補助者	合 計
	専 業	内 職	副 業	回答なし	小 計		
男	0	3	0	1	4	1	5
女	0	27	0	2	29	6	35
回答なし	0	2	0	0	2	0	2
計	0	32	0	3	35	7	42

2. 家内労働者・補助者の1月当たりの労働日数別分布状況

(第15表)

日 数	1～15	16～20	21～25	26～27	28～	平 均
家内労働者数	11	7	6	2	6	18.88
補 助 者 数	1	0	1	0	2	24.75
計	12	7	7	2	8	19.29

3. 家内労働者・補助者の1日当たりの労働時間分布状況

(第16表)

労 働 時 間	5時間未満	5時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 10時間未満	10時間以上	平 均
家内労働者数	12	12	3	5	1	5.08
補 助 者 数	1	1	1	1	1	7
計	13	13	4	6	2	5.33

4. 業務内容について(複数回答)

(第17表)

業 務 名	家 内 労 働 者 数
糸 結 び	8
仕 掛 け	5
包 装	19
そ の 他	9

(家内労働者調査結果)

5. 1ヵ月当たり工賃額階級別家内労働者数

(第20表)

支 払 い 工 賃 額		1万円未満	1万円以上 1万5千円未満	1万5千円以上 2万円未満	2万円以上 2万5千円未満	2万5千円以上 3万円未満
家内労働者数	男	1	0	0	2	0
	女	7	2	1	2	2
	計	8	2	1	4	2

支 払 い 工 賃 額		3万円以上 3万5千円未満	3万5千円以上 4万円未満	4万円以上 4万5千円未満	4万5千円以上 5万円未満	5万円以上
家内労働者数	男	0	0	0	0	1
	女	1	2	1	0	9
	計	1	2	1	0	10
					平均	33,491

6. 1ヵ月当たりの必要経費平均支出額

(第21表)

	電気代	油代	諸工具	機械等の借料	その他
最低額(円)	200	1,120	0	0	200
最高額(円)	10,000	1,120	0	0	200
該当家内労働者数(35人中)	13人	1人	0人	0人	1人
該当家内労働者平均(円)	3,748	1,120	0	0	200

※調査票35件中、記入なしは20件、記入あるものは15件である。

上記の表は有額の回答15件についてまとめたものである。

平均は合計金額を該当家内労働者数で除したものである。

(家内労働者調査結果)

7. 仕事の原材料及び製品の運搬について(複数回答)
(第18表)

運搬者	件数
家内労働者	7
委託者	26
仲介者	0
その他	1
回答なし	1

8. 「年齢階級別」及び「経験年数別」家内労働者数

(第19表)

年齢 \ 経験年数		1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	計
30歳未満	男										0
	女										0
30歳以上 ～ 40歳未満	男										0
	女			1							1
40歳以上 ～ 50歳未満	男										0
	女										0
50歳以上 ～ 60歳未満	男			1							1
	女			1		1	1				3
60歳以上 ～ 70歳未満	男					1					1
	女	1	1	1	1	1	1	2			8
70歳以上	男					1		1			2
	女				1	1		4	4	4	14
小計	男	0	0	1	0	2	0	1	0	0	4
	女	1	1	3	2	3	2	6	4	4	26
合計		1	1	4	2	5	2	7	4	4	30
平均 68.7歳、経験18.3年				※調査票35件中、年齢又は経験年数未記入が5件							

9. 家内労働者調査による最低工賃に関する意見

質問内容	回答者数
1. 最低工賃を上げてほしい。	15
2. 最低工賃も上げてほしいが、まず仕事量を確保してほしい。	4
3. 特に意見はない。	9
4. その他	0
5. 回答なし。	7

10. 家内労働者調査による家内労働に関する意見

番 号	意 見
1	物価も上がり、年金生活しているため約20年させていただいています。少しでも工賃が上がれば嬉しく思います。初めから同じ工賃で一生懸命していただくのは少し。材料を持って来てもらって少しは贅沢かな、すいません。
2	10年以上単価が上がっていないが、不良品のチェック等仕事量や手間がふえているため単価を上げてほしいです。時給にすると100円等もあります。
3	世の中の色々な物価が上がっているので、家内労働者は大変です。最低工賃を引き上げてほしいです。工賃が低すぎると、辞めていく人も多くなってます。
4	仕事をさせていただきだけで良いと思っています。仕事は順調にあります。年も年なのでそんなところです。若い人には長く頑張ってほしいですね。
5	私的には、自分のペースで出来るので気分的に楽です。
6	数名が家内労働を行っていますが、高齢化が進み仕事の内容(やりやすい、やりにくい)が偏っている様に考えられる。
7	6月分から工賃を少しずつ上げていただいております。
8	最低賃金が値上げされると聞きました。内職工賃の値上げを希望します。

調査結果の概要 その3

(委託者・家内労働者共通調査事項)

規格別委託状況

規格別工賃並びに
所要時間等の状況
(1時間当たり作業量等)

規格別工賃額
及び前回調査との比較

最低工賃設定業務以外の家内労働業務

1. 規格別委託状況

(委託者調査結果)

作業工程		委託者 数(社)	家内労働者数 (人)	工賃額(円)			現行最低 工賃額
業務	規格			最低	最高	加重平均	
糸結び 右の規格の釣針 と糸を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	4	46	1.30	3.90	1.82	1.40
	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	3	6	2.28	2.90	2.55	2.00
	鮎友釣針 3本錨結び	—	2	—	—	—	5.00
仕掛け 右の規格の釣針 の仕掛けを作る 作業及び包装作業	キス針 6～13号 3本針 2セット入	2	2	24.00	30.79	24.00	20.00
	ハゲ皮付7本針仕掛け	2	14	26.70	39.60	28.54	19.30
	胴突仕掛け 2本針 2セット入	3	5	21.00	27.52	23.92	17.00
包装 右の規格の釣針 の包装作業及び 針の選別作業	バラ針15本入 台紙付	8	202	3.00	11.00	3.96	3.00

(家内労働者調査結果)

作業工程		家内労働者数 (人)	工賃額(円)			現行最低 工賃額
業務	規格		最低	最高	加重平均	
糸結び 右の規格の釣針 と糸を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	1	1.30	1.30	1.30	1.40
	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	1	1.90	1.90	1.90	2.00
	鮎友釣針 3本錨結び	0	—	—	—	5.00
仕掛け 右の規格の釣針 の仕掛けを作る 作業及び包装作業	キス針 6～13号 3本針 2セット入	0	—	—	—	20.00
	ハゲ皮付7本針仕掛け	1	40.00	40.00	40.00	19.30
	胴突仕掛け、2本針 2セット入	0	—	—	—	17.00
包装 右の規格の釣針 の包装作業及び 針の選別作業	バラ針15本入 台紙付	15	2.00	6.00	3.54	3.00

2-1. 委託者調査よりみた、規格別工賃並びに所要時間等の状況

(委託者調査結果)

作業工程	業 務	糸結び 下の規格の釣針と糸を結ぶ作業			仕掛け 下の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業			包 装 下の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業
	規 格	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm 付	チ ヌ 針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	鮎友釣針 3本錨結び	キス針 6～13号 3本針 2セット入	ハゲ皮付 7本針仕掛	胴突仕掛 2本針 2セット入	バラ針15本入 台紙付
1個当 たりの 工賃額 (円)	現行最 低工賃 額	1.40	2.00	5.00	20.00	19.30	17.00	3.00
	A 加重 平均額	1.82	2.55	—	24.00	28.54	23.92	3.96
B 1時間当たり 平均作業量 (個)		126.00	100.00	—	5.00	10.00	12.50	80.00
C 1時間当たり 工 賃 額 (A×B)		229.46	255.17	—	120.00	285.43	299.00	316.82
D 1日 当 たり 工 賃 額 (C×8時間)		1,836	2,041	—	960	2,283	2,392	2,535
1ヶ月当たり 工 賃 額 (D×22日)		40,384	44,909	—	21,120	50,235	52,624	55,761

2-2. 家内労働者調査よりみた、規格別工賃並びに所要時間等の状況

(家内労働者調査結果)

作業工程	業 務	糸結び 下の規格の釣針と糸を結ぶ作業			仕掛け 下の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業			包 装 下の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業
	規 格	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm 付	チ ヌ 針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	鮎友釣針 3本錨結び	キス針 6～13号 3本針 2セット入	ハゲ皮付 7本針仕掛	胴突仕掛 2本針 2セット入	バラ針15本入 台紙付
1個当 たりの 工賃額 (円)	現行最 低工賃 額	1.40	2.00	5.00	20.00	19.30	17.00	3.00
	A 加重 平均額	1.30	1.90	—	—	40.00	—	3.54
B 1時間あたり 平均作業量 (個)		—	—	—	—	13.00	—	150.00
C 1時間あたり 工 賃 額 (A×B)		—	—	—	—	520.00	—	530.40
D 1日 当 たり 工 賃 額 (C×8時間)		—	—	—	—	4,160	—	4,243
1ヶ月当たり 工 賃 額 (D×22日)		—	—	—	—	91,520	—	93,350

3-1. 委託者調査よりみた、規格別工賃及び前回、前々回調査との比較

(委託者調査結果)

作業工程	業 務	糸結び 下の規格の釣針と糸を結ぶ作業			仕掛け 下の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業			包 装 下の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業
	規 格	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	チ ス 針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	鮎友釣針 3本錨結び	キス針 6～13号 3本針 2セット入	ハゲ皮付 7本針仕掛	胴突仕掛 2本針 2セット入	バラ針15本入 台紙付
今回調査結果	最 低	1.30	2.28	—	24.00	26.70	21.00	3.00
	最 高	3.90	2.90	—	30.79	39.60	27.52	11.00
	加重平均 (1)	1.82	2.55	—	24.00	28.54	23.92	3.96
前回調査結果 (R5年)	加重平均 (2)	1.75	2.34	—	27.02	29.74	26.50	3.64
前々回調査結果 (R2年)	加重平均 (3)	1.72	2.29	—	25.88	25.67	25.47	3.47
現行最低工賃額		1.40	2.00	5.00	20.00	19.30	17.00	3.00
対現行最低工賃		130%	128%	—	120%	148%	141%	132%
対前回調査比 (1)／(2)		104%	109%	—	89%	96%	90%	109%
対前々回調査比 (1)／(3)		106%	111%	—	93%	111%	94%	114%

3-2. 家内労働者調査よりみた、規格別工賃及び前回、前々回調査との比較

(家内労働者調査結果)

作業工程	業 務	糸結び 下の規格の釣針と糸を結ぶ作業			仕掛け 下の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業			包 装 下の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業
	規 格	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	鮎友釣針 3本錨結び	キス針 6～13号 3本針 2セット入	ハゲ皮付 7本針仕掛	胴突仕掛 2本針 2セット入	バラ針15本入 台紙付
今回調査結果	最 低	1.30	1.90	－	－	40.00	－	2.00
	最 高	1.30	1.90	－	－	40.00	－	6.00
	加重平均 (1)	1.30	1.90	－	－	40.00	－	3.54
前回調査結果 (R5年)	加重平均 (2)	2.00	－	－	－	－	23.83	3.71
前々回調査結果 (R2年)	加重平均 (3)	1.65	2.10	－	24.50	－	－	3.90
現行最低工賃額		1.40	2.00	5.00	20.00	19.30	17.00	3.00
対現行最低工賃		93%	95%	－	－	207%	－	118%
対前回調査比 (1)／(2)		65%	－	－	－	－	－	95%
対前々回調査比 (1)／(3)		79%	90%	－	－	－	－	91%

4-1. 最低工賃設定業務以外の家内労働業務(釣針製造業)

(委託者調査結果)

委託者 番 号	業務名	規格	最低 (円)	最高 (円)	1時間当りの 標準作業量 (個)	従事家内労働者数	全家内労働者数
1	仕掛け	あゆ仕掛け	29	29	5	1	15
	包装	ライン付きアシストフック2本 ～3本台紙付	7	9	30	10	
2	糸結び	鮎毛針	40	73	15	1	2
	包装	二本袋入	6	6	50	1	
4	糸結び	サルカン連結	4.4	8.8	-	4	12
	仕掛け	1本1組仕掛け	11	22	-	2	
	包装	製品仕上げ作業	1.6	15.4	-	7	
5	その他	シール貼り(パッキング袋)、 針選別(1本選別)	1.5	3	-	-	3
6	包装	バラ針25入り、台紙付、中袋 入	6	6.5	50	45	55
	その他	パーツ、台紙付	3	4	80	10	
7	糸結び	伊勢尼 9～11号 ハリス 1.2m	1.09	1.09	100	1	43
	仕掛け	真鯛サビキ5本	27	27	7	1	
	包装	ビーズ入れ3～30個	4	6	40	3	
	その他	フロート入れ	2.05	4	25	2	
8	包装	発光玉10個入、台紙付	6.9	6.9	60	1	6
9	包装	バラ針 10本入	3	3	-	-	1
10	仕掛け	-	-	-	-	1	4

4-2. 最低工賃設定業務以外の家内労働業務(釣針製造業)

(家内労働者調査結果)

家内 労働者 番号	業務名	規格	最低 (円)	最高 (円)	1時間当りの標 準作業量(個)	人数
1	—	—	—	—	—	1
2	その他	針を並べる、シールを貼る等	—	—	—	1
3	包装	糸付	5	5	30	1
4	糸結び	袖 ハリス1号 55cm	1.714	1.714	200	1
	仕掛け	糸付 ハゼ6号 ハリス1号	4.77	4.77	50	1
	包装	バラ20本入、台紙付	3.678	3.678	100	1
5	仕掛け	キス掛け替え	20	20	200	1
	包装	胴突3本1組	10	10	130	1
6	糸結び	鮎毛針	13.05	28	15	1
7	包装	二本輪にして袋入れ	6	6	50	1
8	その他	製品仕上げ	—	—	50	1
9	糸結び	針結び	1.8	3.9	—	1
10	糸結び	サルカン連結	4.4	4.4	50	1
11	その他	製品仕上げ	8.8	15.4	100	1
12	その他	製品仕上げ	12	12	30	1
13	釣り小物の包装・検 査	針3本入、台紙付	9	9	15	1
14	糸結び	海上釣堀、脈釣り	16	16	18~20	1
15	糸結び	伊勢尼	1.9	1.9	—	1
16	糸結び	ベイト針	1.6	1.6	—	1
17	包装	バラ針 10本	3.3	3.3	30	1
18	包装	入数は色々	3.3	3.3	100	1
19	包装	バラ針	3	4.4	—	3

20	仕上げ	トリプル	2.7	4.4	150	3
----	-----	------	-----	-----	-----	---

兵庫県釣針製造業家内労働実態調査票(委託者用)

【 秘 】

- ◎ この調査票は、令和7年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。
- ◎ この調査は兵庫県釣針製造業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化处理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただき予定でございますので、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。
- ◎ 記入にあたっては注意事項及び別紙の記入要領を参考にしてください。
- ◎ 同封の返信用封筒により、令和7年●月●日(●曜)までに返送をお願いします。

兵 庫 労 働 局

問 1 貴事業所の概要(令和7年6月1日現在)

名 称		記入担当者職氏名	
所在地	〒 -	労働者総数	男 人 女 人 合計 人
		うち短時間労働者数 (パート・アルバイト等)	男 人 女 人 合計 人
	電話 - -	家内労働者数	男 人 女 人 合計 人
労働者	所定労働日数	1か月 日	短時間労働者 (パート・アルバイト等)
	所定労働時間	1日実働 時間	所定労働日数
			1か月 日
			所定労働時間
			1日実働 時間

※ 家内労働者がいない場合、問2以下の設問について記入の必要はありません。
問1のみ記入して返送してください。

問 2 貴事業所において、家内労働者と同じ業務に従事する労働者及び短時間労働者のうち、最も賃金の低い労働者の賃金を令和7年6月分について記入してください。(同一業務がない場合は、空欄で結構です。)

業 務	勤 務 形 態	賃 金	年 齢	性 別	経 験 年 数
糸結び	労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
	短時間労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
仕掛け	労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
	短時間労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
包装	労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
	短時間労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年

問 3 貴事業所が委託している家内労働者に令和7年6月分として支払った工賃の状況について、下記支払工賃額の範囲ごとに該当家内労働者数を記入してください。

支払工賃額	1万円未満	1万円以上 1万5千円未満	1万5千円以上 2万円未満	2万円以上 2万5千円未満	2万5千円以上 3万円未満
家内労働者数					
支払工賃額	3万円以上 3万5千円未満	3万5千円以上 4万円未満	4万円以上 4万5千円未満	4万5千円以上 5万円未満	5万円以上
家内労働者数					

問 4 現行の最低工賃設定品目・規格等について、貴事業所が家内労働者に委託している仕事の内容について、令和7年6月分の状況を記入してください。

なお、6月に取り扱いがない場合には、直近の月の状況を記入してください。

業 務	規 格 (使用する釣針用具類)	工 賃 単 価 (1個につき)		1時間当りの 標準作業量		家 内 労働者 数
		最低	最高	家内 労働者	雇用 労働者	
糸 結 び (右の規格の 釣針と糸を結 ぶ作業)	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	円 銭	円 銭	個	個	人
	チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	円 銭	円 銭	個	個	人
	鮎友釣針 3本錨結び	円 銭	円 銭	個	個	人
	(その他) []	円 銭	円 銭	個	個	人
仕 掛 け (右の規格の 釣針の仕掛け を作る作業及 び包装作業)	キス針 6～13号、 3本針、2セット入	円 銭	円 銭	個	個	人
	ハゲ皮付7本針仕掛け	円 銭	円 銭	個	個	人
	胴突仕掛け、2本針、2セット入	円 銭	円 銭	個	個	人
	(その他) []	円 銭	円 銭	個	個	人
包 装 (右の規格の 釣針の包装作 業及び針の選 別作業)	バラ針15本入、台紙付	円 銭	円 銭	個	個	人
	(その他) []	円 銭	円 銭	個	個	人
(その他) []	[]	円 銭	円 銭	個	個	人

※(その他)は、表に示された業務に該当しない委託業務があれば、その業務内容をカッコ内に記入し、その工賃単価等を記入してください。

問 5 釣針製造業に関し、現在の景気状況、将来の見通し、家内労働の今後等について記入してください。

問 6 最低工賃に対する意見がありましたら記入してください。

【 調査にご協力いただきありがとうございました。 】

問 6 令和7年6月における、あなたの家内労働作業の工賃額・生産量について記入してください。
 なお、6月に取り扱いがない場合には、直近の月の状況を記入してください。

業 務	規 格 (使用する釣針用具類)	工 賃 単 価 (1個につき)		1時間当りの 標準作業量
		最 低	最 高	
糸 結 び (右の規格の 釣針と糸を結 ぶ作業)	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	円 銭	円 銭	個
	チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	円 銭	円 銭	個
	鮎友釣針 3本錨結び	円 銭	円 銭	個
	(その他) []	円 銭	円 銭	個
仕 掛 け (右の規格の 釣針の仕掛け を作る作業及 び包装作業)	キス針 6～13号、 3本針、2セット入	円 銭	円 銭	個
	ハゲ皮付7本針仕掛け	円 銭	円 銭	個
	胴突仕掛け、2本針、2セット入	円 銭	円 銭	個
	(その他) []	円 銭	円 銭	個
包 装 (右の規格の 釣針の包装作 業及び針の選 別作業)	バラ針15本入、台紙付	円 銭	円 銭	個
	(その他) []	円 銭	円 銭	個
(その他) []	[]	円 銭	円 銭	個

※ 規格欄に示された業務について、その工賃単価等を記入してください。委託されていない場合は、記入する必要はありません。

※(その他)は、規格欄に示された業務に該当しない委託業務があれば、その業務内容をカッコ内に記入し、その工賃単価等を記入してください。

問 7 最低工賃に対する意見を記入してください。

下記のいずれかに○を入れてください。

- 1 最低工賃を引上げてほしい。
- 2 最低工賃の引上げよりも、まずは仕事量を確保してほしい。
- 3 特に意見はない。
- 4 その他()

問 8 家内労働や最低工賃等に対する意見がありましたら記入してください。

【 調査にご協力いただきありがとうございました。 】

補 足 資 料 目 次 (兵庫県釣針製造業)

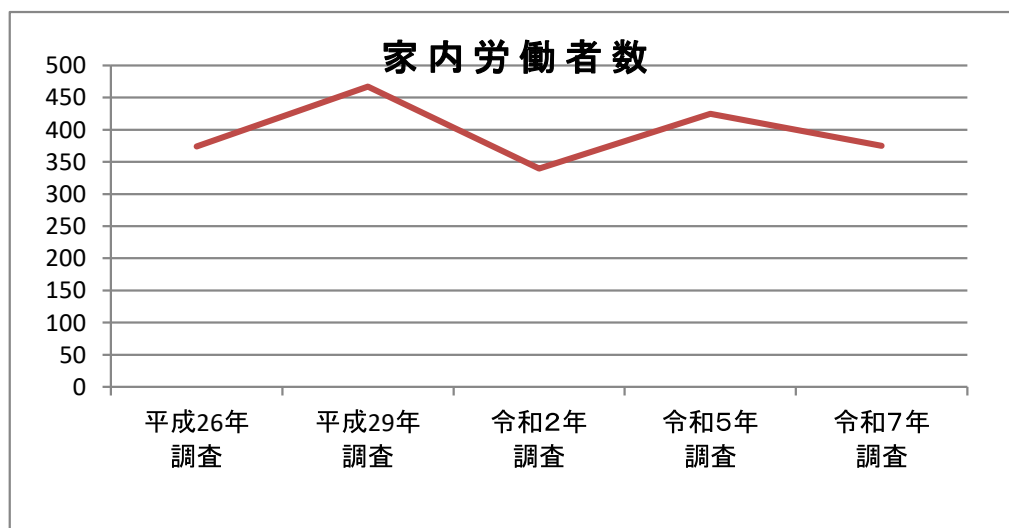
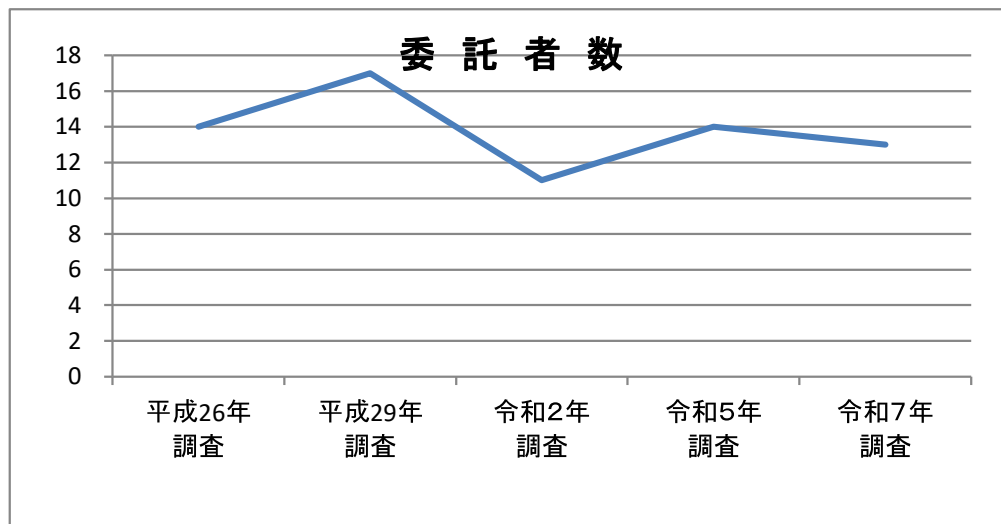
- 1 兵庫県釣針製造業に係る委託者数・家内労働者数の推移
- 2 最低工賃適用委託者数の推移
- 3 最低工賃適用家内労働者数の推移
- 4 工賃平均額の推移
- 5 工賃最低額の推移

※ 1～5は、平成26年、同29年、令和2年、同5年、同7年に実施した
兵庫県釣針製造業家内労働実態調査結果に基づく推移である。

1 兵庫県釣針製造業に係る委託者数・家内労働者数の推移

	平成26年 調査	平成29年 調査	令和2年 調査	令和5年 調査	令和7年 調査
委託者数	14	17	11	14	13
家内労働者数	374	467	340	425	375

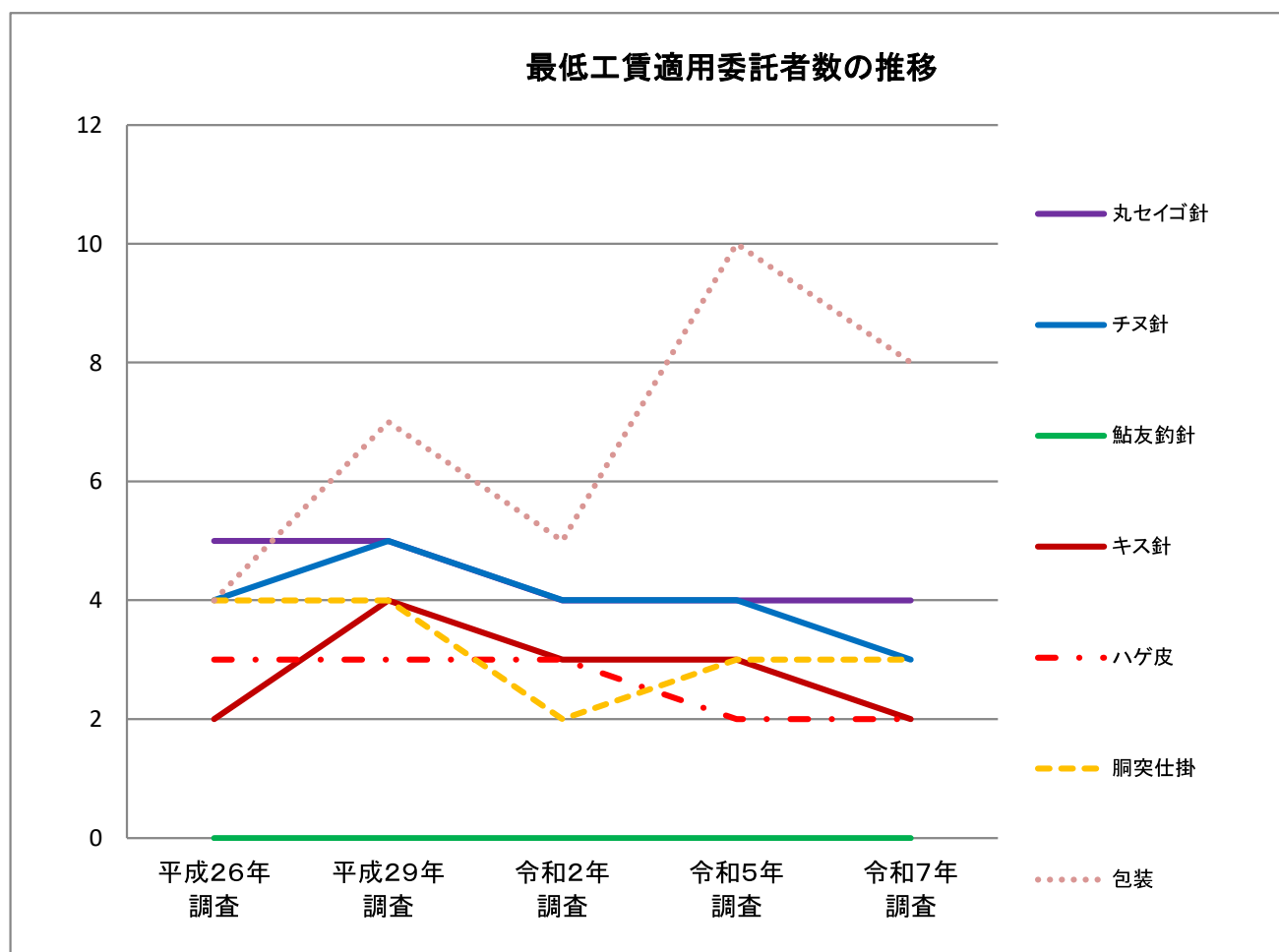
※ 各年に実施した家内労働実態調査結果等から推計した数値である。



2 最低工賃適用委託者数の推移

業務	最低工賃適用委託者数				
	平成26年調査	平成29年調査	令和2年調査	令和5年調査	令和7年調査
丸セイゴ針	5	5	4	4	4
チヌ針	4	5	4	4	3
鮎友釣針	0	0	0	0	0
キス針	2	4	3	3	2
ハゲ皮	3	3	3	2	2
胴突仕掛	4	4	2	3	3
包装	4	7	5	10	8

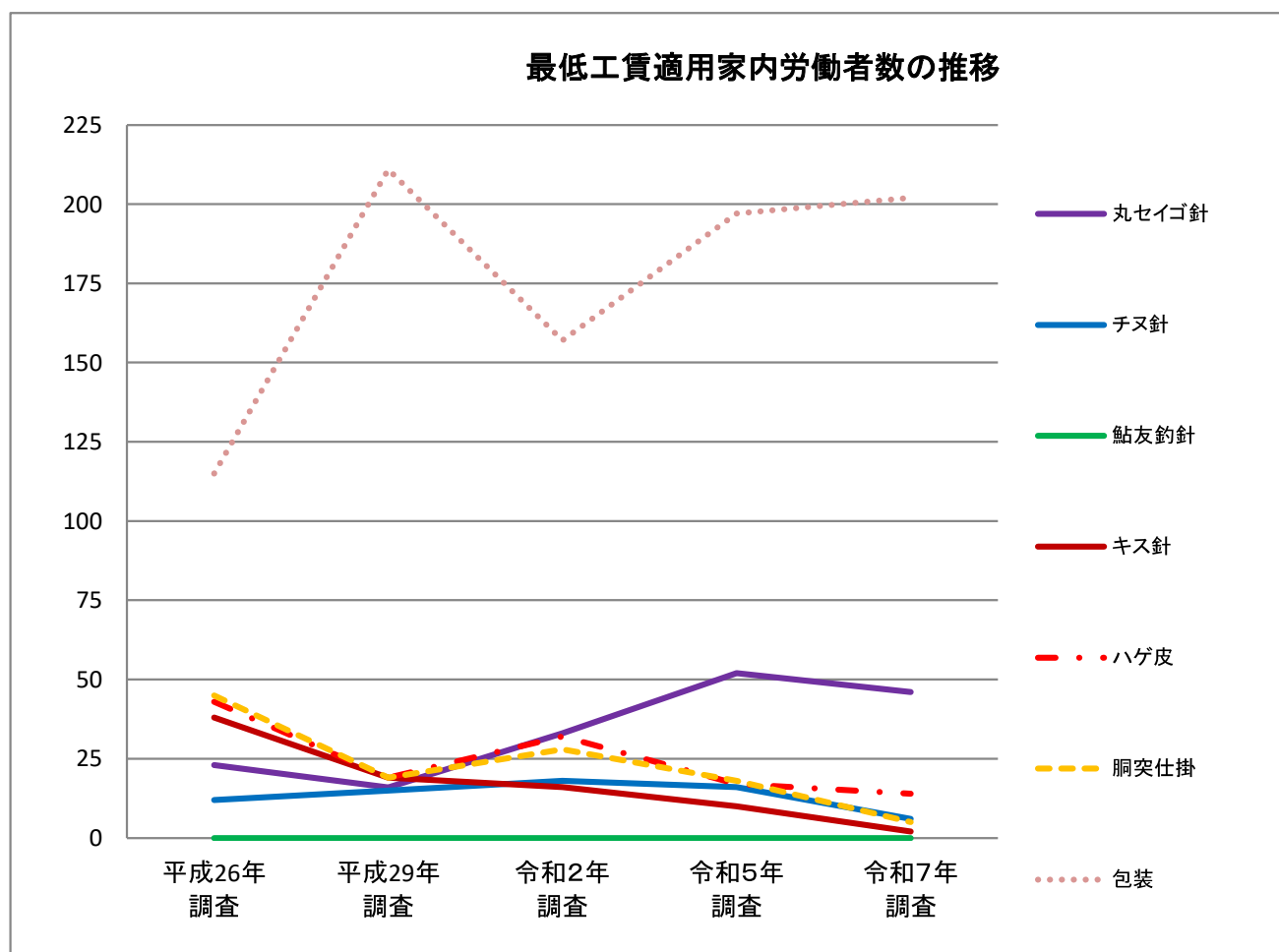
※ 委託者調査による。



3 最低工賃適用家内労働者数の推移

業務	最低工賃適用家内労働者数(人)				
	平成26年調査	平成29年調査	令和2年調査	令和5年調査	令和7年調査
丸セイゴ針	23	16	33	52	46
チヌ針	12	15	18	16	6
鮎友釣針	0	0	0	0	0
キス針	38	19	16	10	2
ハゲ皮	43	19	32	17	14
胴突仕掛	45	19	28	18	5
包装	115	211	157	197	202

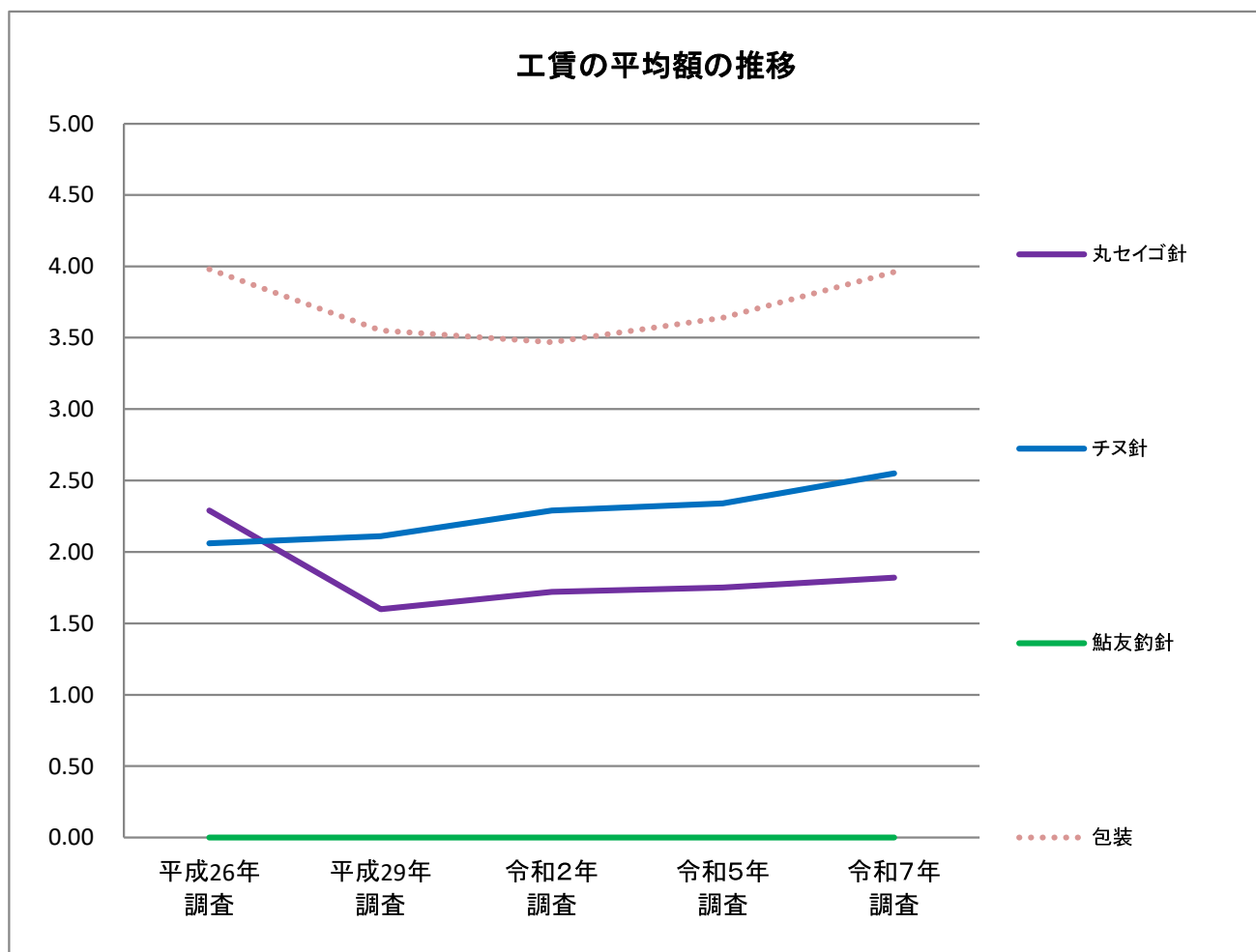
※ 委託者調査による。



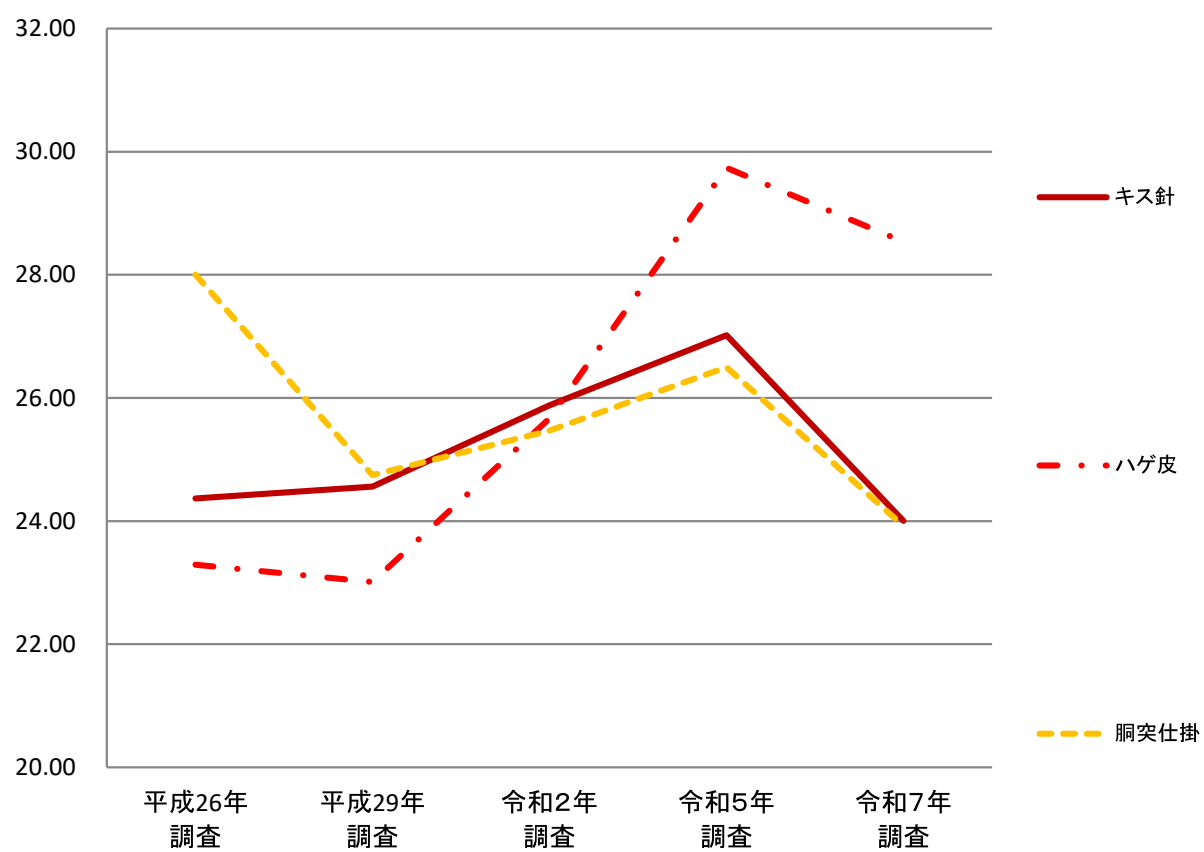
4 工賃平均額の推移

業務	工賃の平均額(円)					現行最低 工賃額(円)
	平成26年 調査	平成29年 調査	令和2年 調査	令和5年 調査	令和7年 調査	
丸セイゴ針	2.29	1.60	1.72	1.75	1.82	1.40
チヌ針	2.06	2.11	2.29	2.34	2.55	2.00
鮎友釣針	—	—	—	—	—	5.00
キス針	24.37	24.56	25.88	27.02	24.00	20.00
ハゲ皮	23.29	23.01	25.67	29.74	28.54	19.30
胴突仕掛	28.00	24.75	25.47	26.50	23.92	17.00
包装	3.98	3.55	3.47	3.64	3.96	3.00

※ 委託者調査による。(— 該当なし)



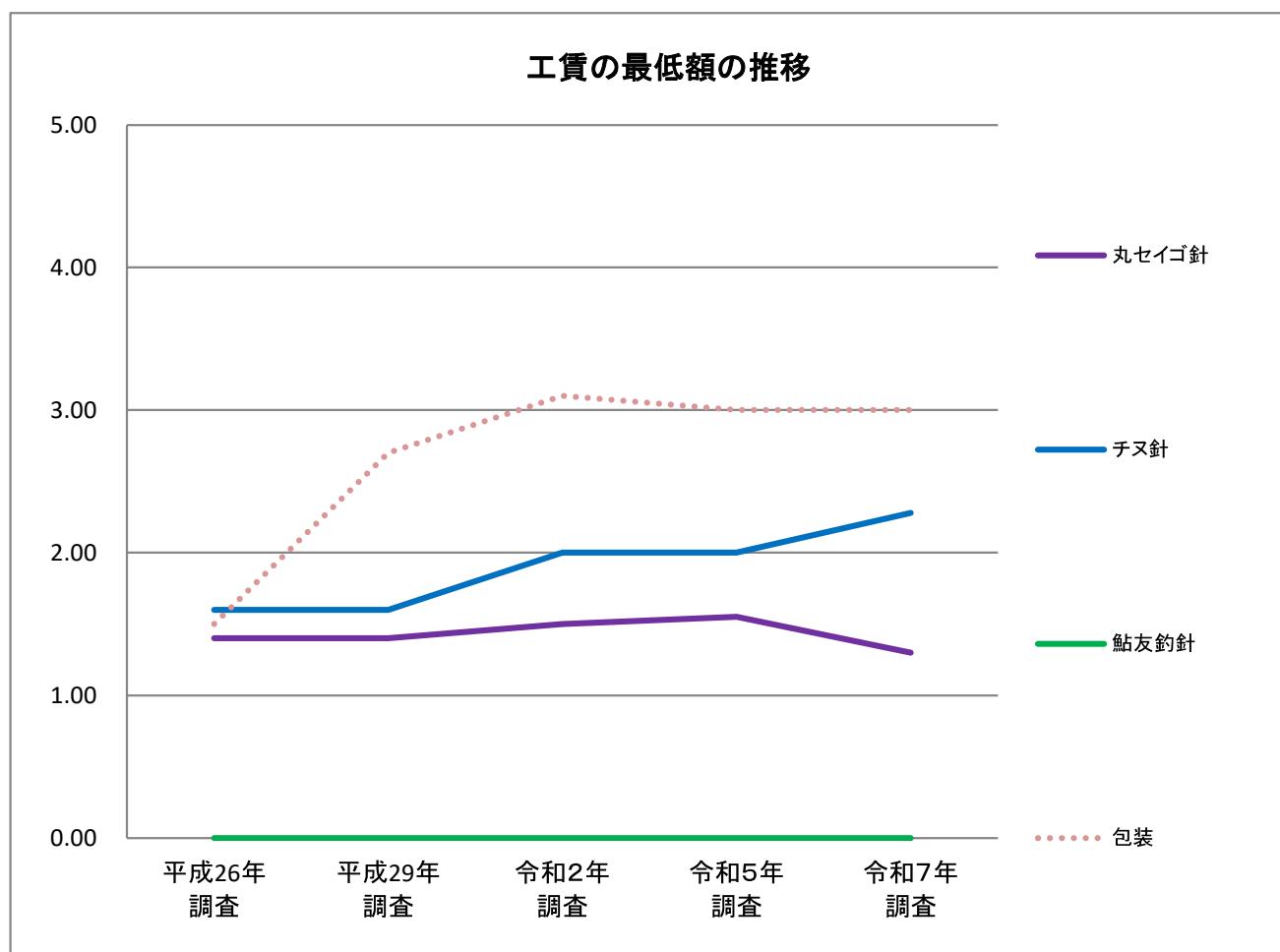
工賃の平均額の推移



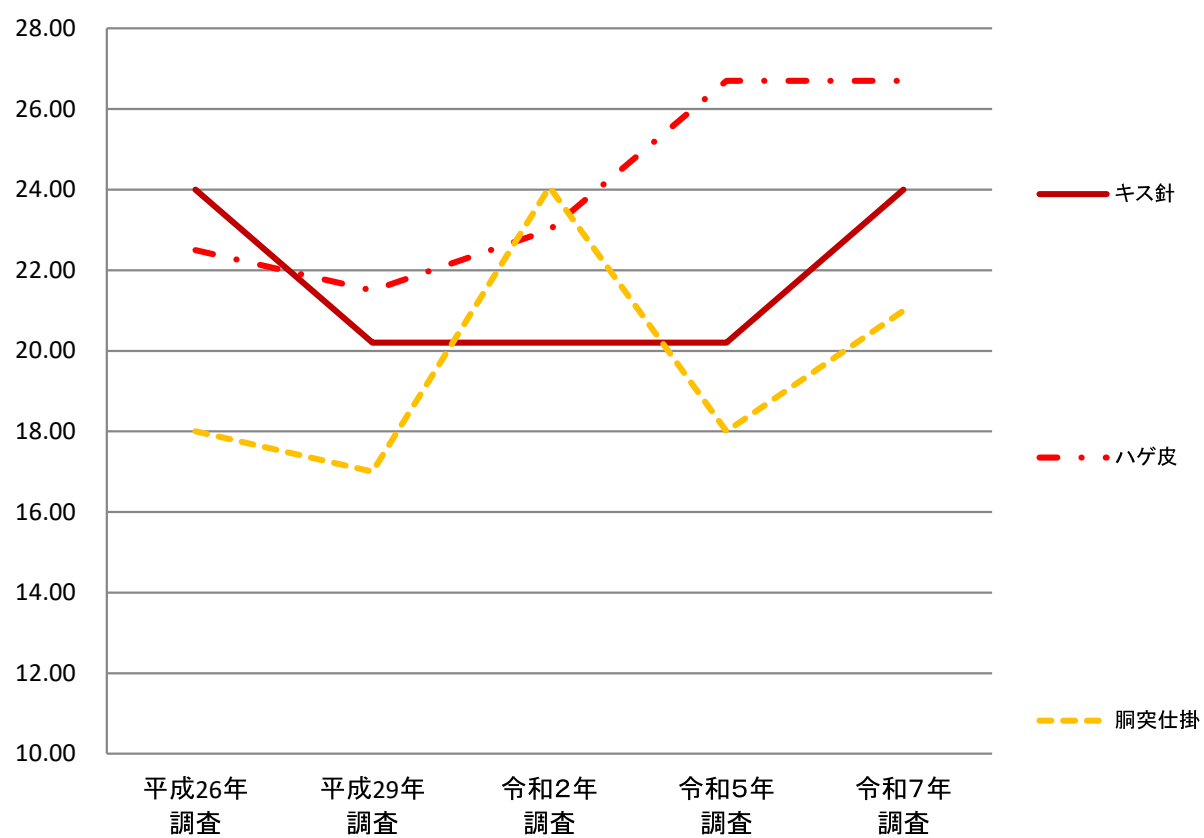
5 工賃最低額の推移

業務	工賃の最低額(円)					現行最低 工賃額(円)
	平成26年 調査	平成29年 調査	令和2年 調査	令和5年 調査	令和7年 調査	
丸セイゴ針	1.40	1.40	1.50	1.55	1.30	1.40
チヌ針	1.60	1.60	2.00	2.00	2.28	2.00
鮎友釣針	—	—	—	—	—	5.00
キス針	24.00	20.20	20.20	20.20	24.00	20.00
ハゲ皮	22.50	21.50	23.00	26.70	26.70	19.30
胴突仕掛	18.00	17.00	24.06	18.00	21.00	17.00
包装	1.50	2.70	3.10	3.00	3.00	3.00

※ 委託者調査による。(— 該当なし)



工賃の最低額の推移





令和8年1月26日

兵庫地方労働審議会
会長 櫻庭 涼子 殿

兵庫地方労働審議会
家内労働部会
部会長 今井 陽子

兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定について（報告）

令和8年1月26日、兵庫地方労働審議会家内労働部会において、標記について慎重に審議を重ねた結果、兵庫県釣針製造業最低工賃について改正決定することが必要と認めるとの結論に達したので報告する。



兵労発基 0220 第 2 号
令和 8 年 2 月 20 日

兵庫地方労働審議会
会 長 櫻 庭 涼 子 殿

兵 庫 労 働 局 長
金 成 真 一

兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第10条の規定に基づき、兵庫県釣針製造業最低工賃（平成15年兵庫労働局最低工賃公示第1号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

令和8年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表

答申月:令和8年5月

答申日 (A)	異議申出締切日 (B)	官報公示予定日 (E)	発効予定日 (F)
5月1日(金)	5月18日(月)	6月9日(火)	7月9日(木)
5月2日(土)	5月18日(月)	6月9日(火)	7月9日(木)
5月3日(日)	5月18日(月)	6月9日(火)	7月9日(木)
5月4日(月)	5月19日(火)	6月10日(水)	7月10日(金)
5月5日(火)	5月20日(水)	6月11日(木)	7月11日(土)
5月6日(水)	5月21日(木)	6月12日(金)	7月12日(日)
5月7日(木)	5月22日(金)	6月15日(月)	7月15日(水)
5月8日(金)	5月25日(月)	6月16日(火)	7月16日(木)
5月9日(土)	5月25日(月)	6月16日(火)	7月16日(木)
5月10日(日)	5月25日(月)	6月16日(火)	7月16日(木)
5月11日(月)	5月26日(火)	6月17日(水)	7月17日(金)
5月12日(火)	5月27日(水)	6月18日(木)	7月18日(土)
5月13日(水)	5月28日(木)	6月19日(金)	7月19日(日)
5月14日(木)	5月29日(金)	6月22日(月)	7月22日(水)
5月15日(金)	6月1日(月)	6月23日(火)	7月23日(木)
5月16日(土)	6月1日(月)	6月23日(火)	7月23日(木)
5月17日(日)	6月1日(月)	6月23日(火)	7月23日(木)
5月18日(月)	6月2日(火)	6月24日(水)	7月24日(金)
5月19日(火)	6月3日(水)	6月25日(木)	7月25日(土)
5月20日(水)	6月4日(木)	6月26日(金)	7月26日(日)
5月21日(木)	6月5日(金)	6月29日(月)	7月29日(水)
5月22日(金)	6月8日(月)	6月30日(火)	7月30日(木)
5月23日(土)	6月8日(月)	6月30日(火)	7月30日(木)
5月24日(日)	6月8日(月)	6月30日(火)	7月30日(木)
5月25日(月)	6月9日(火)	7月1日(水)	7月31日(金)
5月26日(火)	6月10日(水)	7月2日(木)	8月1日(土)
5月27日(水)	6月11日(木)	7月3日(金)	8月2日(日)
5月28日(木)	6月12日(金)	7月6日(月)	8月5日(水)
5月29日(金)	6月15日(月)	7月7日(火)	8月6日(木)
5月30日(土)	6月15日(月)	7月7日(火)	8月6日(木)
5月31日(日)	6月15日(月)	7月7日(火)	8月6日(木)